

こども青少年局が抱える主な経営課題とその解決策について

佐藤 充子

はじめに

こども青少年局は、次代の大阪を担うこどもと青少年に係る施策の推進を総合的に所管している。こども子育て政策は、社会の成長に寄与する未来への投資であり、将来を支えるこどもが健やかに育つよう社会全体で取り組むことは社会的使命である。少子化が加速する中、こどもも親も幸せだと感じられる社会の実現を急ぐべきとの認識の下、以下に述べる。

1 幼児教育・保育の充実

(1) 待機児童の解消と保育を必要とする全てのニーズへの対応

取組みが功を奏し待機児童数は大きく減少した（R4.4.1 現在 4 人）。しかし、コロナによる申込減の反動、景気回復に伴う就労増、女性の就業率向上、大規模マンション建設等から、当面市内の保育需要は増大すると見込まれ、育休の普及による 0 歳児入所の減少や地域実情を踏まえたきめ細かい対策が求められる。具体策として、保育士確保策や都心部対策の継続のほか、0～2 歳児対象施設卒園児の受入れ対応など 3 歳の壁対策に注力し、進んできた医療的ケア児や障がい児の受入れ対策も続ける必要がある。

幼児教育・保育の重要性が認識される中、最終的には全てのこどもへの良質な保育の提供がめざす姿である。厚労省が昨年末に公表した今後の保育所の在り方検討において、保育所の多機能化に言及し、未就園児の預かりなどの方向性を打ち出しており、子育て負担の軽減かつ集団保育の有用性から検討すべき課題と考える。

(2) 安全安心な保育環境の整備

全国で保育施設の確保が進む一方、死亡・事故事案が増加している（厚労省報告 2015 年 399 件⇒2021 年 1872 件）。抜け出しや送迎バスでの死亡等あってはならない事案も絶えない。本市でも認可外を含む保育施設は大幅に増加し（2015 年度 756 施設⇒2022 年度 1345 施設）、認可保育所で発生した誤嚥による死亡事故の検証提言を受け対策を強化している。質の高い安全安心な保育が受けられる環境の確保は何より重要な課題である。

具体的には、全施設で年 1 回以上実施する監査に加え、出前講座など保育現場へのアウトリーチ、義務化も見据えた第三者評価の拡大に取り組む。また、感染症や体調不良児対応として各園への看護師配置を進める。ハード面では、民間移管とともに老朽化が進む公立保育所の計画的な建替も喫緊の課題である。

2 困難を抱えるこどもを支援する取組み

(1) こどもの貧困対策

学校現場と福祉をつなぐこどもサポートネット等の取組みを進めてきた。こども食堂

等の居場所は開設支援により更に確保を進める。貧困世帯へのコロナ影響も懸念され、来年度実施の実態調査をもとに次期計画を策定する。

(2) ヤングケアラー支援

家事や家族の世話を過度に負担するヤングケアラーは、時に将来の選択肢さえ狭める深刻な問題である。様々な領域にまたがる問題を支援に繋げるため、庁内 PT を立ち上げ、全中学生調査を実施した。気づきを広げるための研修や各区相談窓口設置、寄り添い型相談支援の開始に加え、必要な支援策を検討する。

3 児童虐待対策と社会的養護の充実

「重大虐待ゼロ」は最重要課題であり全力を傾けてきた。令和2年度以降は重大な虐待事案こそ生じていないが、虐待相談件数はなお多く、どの家庭でも虐待は起こりうるとの認識の下、リスクが高い場合は躊躇なく一時保護を行うほか、早期発見対応や、虐待に至らないための予防的施策に一層力を注ぐ必要がある。

① こども相談センター（以下、こ相）の強化

8年度には東部に開設して4か所体制とし、建替等により全ての一時保護所の環境改善も実現する。同時に人材育成を見据え計画的採用による体制強化を急ぐ。

② 区役所や関係機関との連携強化、啓発相談強化

個別ケースには、こ相と区役所が両輪となった対応が不可欠である。マニュアル整備やシステムによる情報共有、研修を強化してきたが、後方支援を更に強化していく。医療機関や警察、民間団体等とも引き続き連携を図る。こども自身が虐待に気づくためのDVD教材活用、SNS相談の毎日実施も行う。

③ 家庭的な養育環境と社会的自立の支援

社会的養育推進計画のもと、児童養護施設等の小規模分散化と里親等の確保により、11年度末までを目標に全てのこどもが家庭的な環境で生活できるよう取組中。民間のフォスタリング機関とともに、チーム養育の観点で里親子への一貫した支援を行う。

4 安心してこどもを生み、育てられるための支援の充実

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援は取組みを強化してきたが、コロナ禍にあつて、親や地域、支援機関からの支援がない、孤独な出産育児の負担の大きさ危うさを再認識した。急速に進む少子化や0歳児の虐待死が最も多い状況からも、子育てが孤独で辛いものであるということに決してならないよう、喫緊の課題として取り組まなければならない。

予期せぬ妊娠をした方への相談のほか妊娠中から居場所を提供し寄り添いながら産後まで支援する事業を更に周知して支援に繋げる、産後ケアも利用者の声にあわせて拡充するなど、ニーズに応える取組みを進めたい。また、低年齢児ほど育児負担は大きく、保育所等を利用しない未就園児が多いことから、その負担を軽減する新たな取組みも検討したい。

5 こども家庭庁及び改正児童福祉法の対応

来春発足のこども家庭庁、多くが6年4月施行となる改正児童福祉法については、今後多くの調整や対応が求められる。改正の影響は多岐に亘り、子育てに困難を抱える世帯への包括的な支援強化など難易度が高いが、こどもの最善の利益のため、遅れることなく必要な対策を講じたい。

むすび

こども青少年局は様々な職種からなる専門性の高い組織であり、繁忙を極めたコロナ対応も使命感と相互応援で乗り切ってきた。超勤の多さなど課題もあるが、DXやシステム標準化も見据え、職員が健康でやりがいを持てるよう事務の軽減にも一層努めたい。4年に亘り局長を務め、多くの課題や施策対応にあたったが、職員の頑張りに支えられ職責を果たしてこれた。対応すべき喫緊の課題も多く、庁内外の連携も更に重要となる。引き続き選定いただけるなら全力で職責を全うしたい。